

佐東環監第4号  
平成30年10月5日

請求人 省略

代理人1 省略

代理人2 省略

佐賀県東部環境施設組合監査委員 寺崎 太彦  
佐賀県東部環境施設組合監査委員 岩崎 和憲

住民監査請求について

請求人が平成30年8月10日付けで提起した住民監査請求について、別紙のとおり決定したので通知します。

(別紙)

## 決 定 書

1 請求人 省略

2 代理人1 省略

代理人2 省略

3 請求年月日  
平成30年8月13日

4 請求の要旨

佐賀県東部環境施設組合管理者に対し、鳥栖市真木町に設置予定とする次期ごみ処理施設整備及び運営事業を見直すこと、事業者選定アドバイザー業務委託契約の破棄と受託費の支払い停止、既払い時は回収することを請求している。

5 監査委員の判断

(1) 主文

本件請求を却下する。

(2) 理由

住民監査請求において必要とされる財務会計上の行為の違法性あるいは不当性に関する主張は、当該財務会計上の行為が具体的な理由によって法令に違反しあるいは行政目的上不適当である旨を指摘することが必要とされている。

また、住民監査請求は職員等による違法・不当な財務会計上の行為等により地方公共団体に財産的損害が生じまたは生じる恐れがある場合に、その防止、是正等を図ることを目的としていることから、地方公共団体に現に損害が生じているかまたは生じる恐れがあることが要件とされている。

本件請求は、次期ごみ処理施設の建設用地選定が違法・不当であることを前提とする理由により、佐賀県東部環境施設組合が行う事業者選定アドバイザー業務委託契約の無効・不当性を主張し、当該契約の破棄、受託費の支払いの停止等を求めるものである。

その内容については、請求人から追加提出された平成30年9月26日付け「佐賀県東部環境施設組合職員措置請求書の補充」の書類内容も含め、佐賀県東部環境施設組合が関与していない次期ごみ処理施設の建設用地選定の段階において配慮不足があったため違法・不当である、という仮定的な前提を根拠とした主張に終始するものであり、当該契約に係る財務会計上の行為と直接関係を持つ主張とは認められない。

このことから、本件請求は地方自治法第242条第1項に定める住民監査請求として不適法であるので、これを却下する。

平成30年10月5日

佐賀県東部環境施設組合監査委員 寺崎 太彦

佐賀県東部環境施設組合監査委員 岩崎 和憲